

# おんが

発行所 遠賀町役場  
編集発行 遠賀町総務課  
印刷所 印刷所  
冷牟田印刷合資会

## 議会だより

☆：遠賀町議会第三回定例会が七月二十七日招集され、十一日…☆  
☆：間の会期で次の議案が審議されました。

### 上提議案

- 1 昭和三十九年度遠賀町一般会計補正予算(第二号) 可決
- 2 昭和三十九年度特別会計遠賀町簡易水道補正予算(第一号) 可決
- 3 青少年問題協議会条例の制定に 可決
- 4 遠賀町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 可決
- 5 農業共済組合損害評価会委員の委嘱同意について 可決

## 所得税が安くなります 四月一日から税法改正

「みんなにいい予算や」  
オリビックを「みにこいよミヤ」予算だもんナ。これはなんでしようか？ 昭和三十九年度の一般会計予算額が、三兆二千五百五十四億三千八百円をいにかえた。

（別表参照のこと）  
昨年と比べてどれだけ減税になったのか、一度試算してみますと、昨年と同じく一〇〇万円の所得があるとして、配偶者、子三人（十五才以上、十四才、十三才未満）の場合、その他の諸控除が同じ条件では、約一割五分程度税金が少くなるようです。しかし、昨年より所得が多くなりますから、納税貯蓄はしっかりとっておいた方が、安全のようです。なお、法人税につきましても次のとおり改正されました。

改 正	前	
	改 正	前
(所御税)		
基礎控除	12万円	11万円
配偶者控除	11万円	10万円
扶養控除	5万円	5万円
専従者控除	4万円	3万円
給与所得控除	15万円	12万円
退職所得控除	12万円	9万円
(相続税)		
基礎控除	250万円	200万円
(贈与税)		
基礎控除	40万円	20万円
(租税特別措置)		
証券投資信託分配金	源泉分離課税	総合課税
生命保険料控除	2万円まで全額 2万円～5万円半額 最高3万5千円	1万円まで全額 1万円～5万円半額 最高3万5千円
損害保険料控除	共済期間15年以上は5,000円 20割増し 耐用年数50年以上は30割増し	なし
新築貸住宅の増し償却	耐用年数50年以上は30割増し	10割増し 50年以上は20割増し

3 納税の猶予  
災害を受けて、納税が困難となった方は、一年以内の範囲で納税の猶予が認められます。なお、諸期限の延長と同じく、これらの猶予による利子税、延滞税などは免除されず。  
4 その他  
相続税、贈与税、酒税、物品税などについても被害の状況により納税の軽減免除、または控除あるいは猶予などが認められております。  
(注) 各種の申告申請書、および被害明細書は税務署に用意しておきますので相談下さい。

- 6 交通安全都市宣言について 可決
- 7 遠賀町役場課設置条例の一部改正について(追加上程) 可決
- 8 遠賀町役場職員定数条例の一部改正について(追加上程) 可決
- 9 遠賀町議会委員会条例の一部改正について(追加上程) 可決
- 10 昭和三十九年度遠賀町一般会計補正予算(第三号)(追加上程) 可決

### 国税の救済措置

水害や台風シーズンがきました。落雷や火災の場合も同じですが、税の救済措置がありますから、不幸にして被災された方は、早めに税務署へご相談下さい。

#### 1 各種期限の延期

申告、申請、納税、徴収、その他税法で定められている諸期限について、災害発生後二月以内はその期限が来るものについては期限延長の申請をすることによって、被害後二月間の範囲内での期限が延期されます。

#### 2 所得税の軽減免除

住宅や家財について損害をうけたときは、その損害により、災害減免法による所得の減免か、または所得税法による雑損控除をうけることができます。

また六月中にこれらの災害を受けたときは、予定納税額の減額申請を七月十五日までにしますと第一期分から適用になります。

また事業用資産についてこれらの損害を受けたときは、所得計算上必要経費として控除され、また繰越控除が認められております。

なお、給与所得者についてもこれらの災害を受けたときは、一定の条件のもとに所得税が軽減免除されます。

# 今月は、町県民税第二期分を納めましょう!!

## 期限 八月二十五日

### 税金の申告期限について

二月末日まで

- ① 所得税の確定申告  
毎年二月十六日から  
三月十五日まで
- ② 贈与税の申告  
毎年二月一日から
- ③ 相続税の申告  
相続の開始があったことを  
知った日から六カ月以内
- ④ 個人事業税の申告  
毎年三月二十日まで
- ⑤ 個人の町県民税の申告  
毎年三月二十日まで

### 「ハガキ」を受取った らすぐ返事を下さい

住民登録は、町内に住所を定めている人は必ずしなければなりません。未だ住民登録をしていない方が多いようです。役場の資料は殆んど住民登録の人口や世帯数を基礎にして作っています。

若しあなたの家族や知人で住民登録をしていない方があれば今すぐ登録して下さい。

係では現在登録してある方で内容に疑問のあるものは「往復ハガキ」で照会しておりますからハガキを受取ったときは必ず回答を下さるようお願いいたします。回答のないときは住民票の発行ができません。

### ※未登録者の住民登録手続のしかた

- ① 前住所地より転出証明書を取  
りよせる。
- ② 新住所地の区長より異動届書  
をもつて内容記載の上、区長  
の証明印をもらう。
- ③ ①、②の書類を役場受付に提  
出する(配給受配者又は配給受  
配世帯に転入の方は必ず、「通

長を右の書類を添えて提出して

### 国民年金法改正による 障害年金支給範囲 の拡大について

向、転出される時も必ず③④の書類を提出して下さい。

#### 従来は、

従来は、障害年金は肢体不自由等の外部障害者に支給されていましたが、今度の法改正により、

- 1 結核性疾患による身体機能の障害者及び病状者
- 2 呼吸器の機能障害者
- 3 精神障害者(精神病質、神経症及び精神薄弱によるものを除く)

以上のいずれかに該当し、日常の用を弁ずる事を不能ならしめる者(一級該当者)に今年九月分より年金を支給する事になりました。該当者は役場社会係の所で請求手続をして下さい。

### 戦死者の妻に対する特別給付金国債担保貸付について

右のことについて、左記のとおり借受申込者の受付をいたしますので希望者は申し込んで下さい。

記

- 一、申込期間 八月一七日から八月二〇日まで
- 二、申込場所 役場社会係(申込書あり)
- 三、貸付は、貸付委員会を開催し、生活困窮者、高令者等を優先して順位を決定する。
- 四、今回の割当金額は、極めて少ないため特に必要な方以外は次回に申し込んで下さい。
- 五、申込者は、国債を受理された人に限ります。

### 稲作後期の管理について

#### ◎穂肥の施用時期及び量について

目的は一穂粒数の増加と穂数の確保  
時期は出穂二十五日前

各品種の出穂期

品 種	出 穂 期	穂肥施用時期
アリアケ	九月一〇日	八月一七日
ナカセンゴク	九月八日	八月一五日
ホウヨク	九月九日	八月一六日
農林18号	九月一三日	八月二〇日
十 石	九月七日	八月一四日

施用量(一〇アール当り)

NK3号(N18、P0、K16)10キログラム

#### ◎灌漑(用水)について

幼穂形成期以降は、水を切らさないように管理すること。  
◎切らずと

- ・穂が小さくなる
- ・不稔粒の数が増加する
- ・極端な場合は日穂となる
- ・特に出穂前一〇～一五日に水を切らずと
- ・花粉がうまく出来ず、おそく出来た粒も消える
- ・一穂粒数も減じて収量が一番低くなる

穂ばらみ期の内でも出穂一〇日前から出穂までの約一〇日間に充分の水さえあれば早はつの被害は極めて少ない

#### ◎落水期について

落水期と稔実状態の關係

落水期	完全米	完全米に近い米	青米と不完全米	死米と秕の歩合
九月一五日	完全米	完全米に近い米	青米と不完全米	死米と秕の歩合
(穂揃期)	歩 合	歩 合	歩 合	歩 合
一〇月一〇日	34%	36%	17%	13%
(穂揃以後)	67%	20%	10%	3%

以上の表により九月中には、落水しないように部落、隣組にて話し合ってください。

各長より長官に報告を求めらるべきです。

# 野生鳥獣の飼育について

野生鳥獣を保護するために我國においては「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」があります。この法律の第十三条によつて総ての野生鳥獣は、知事の発行する鳥獣飼養許可を受けなければ飼養譲渡又は譲受けることができません。故に鳥獣飼養許可証を受けずに、メジロ、ウグイス、ヒバリ、ヤマガラ、コマドリ、コガラ、オオルリ、マヒワ、ウン、オシドリ、ツグミ、サル等の野生鳥獣を飼育していれば法律第二十二條によつて六カ月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処せられますからこのようなことのないようにして下さい。

また、これらの鳥獣は特に許可を受けなければ捕獲することも出来ません。いままでも勝手に山で罠を使って捕つて来て飼つても長い間の習慣になれ殆んど多くの人達は自分達が法律違反をしているという意識さえ持たないで過して来たし、またその取締りもゆるやかであつたのであります。然し昭和二十六年度の狩猟法の改正により野鳥の保護が強化され飼鳥についても日本の国内に棲むすべての野鳥については飼養を禁止する案もあつたのですが長い間の伝統を重んじ今後もある程度の種類と数の野鳥は許可を得れば飼うことを認めるようにしたのであります。

即ち飼うべき野鳥は許可を得て最少限度数を飼育するが其の他はいっさい捕獲も飼養もしないようにするという趣旨なのであります。

多くの人が楽しみにしている野鳥の飼養についてなぜこのような制限がつけられなければならないのでしょうか、それは一言でい

えは野鳥が少なくなつたからであります。全般的に野鳥がいかにへつたかは、飼鳥家自身が一番よく知つてゐることでありますがこのままいくときは遠からず絶滅してしまふ種類も少なからずあることでしよう。故に野鳥は「カゴ」で飼育することはできるだけやめて自然の姿を山野で眺め声を聞いて楽しむことが最も望ましいことです。然し山野に行けない老人、病人等



のことを考へ法律で飼養の道があげられているわけですから、一般の健全な人達は山野で野鳥の姿を眺め声を聞くようにして下さい。現在飼養となつてゐる種類の大部分は棲息数の少ない種類でありまた年中害虫を食へ有益鳥類の中でも最も大切なものですから、これらの野鳥がこれ以上少なくなつてを防がなければなりません。

日本以外の文明国でその国に棲む野鳥の飼育を許可している国は殆んどありません。彼等も昔はいろいろな野鳥を飼つたのですが現在ではその都合の多い点に気付いて野鳥の声は山野で聞いて楽し

むのを普通とするようになってしまつた。然し我國の飼鳥の伝統は相当古くこれを急に改めることもどうかと思はれるので、野鳥のうち全国で最も多く飼育されているもので且つ他の種類に比べて比較的山野に棲息数の多いものであることを特に調査のうえ決定されてゐるのが、メジロ、ウグイス、マヒワ、ウン、ホホジロ、ヤマガラ、ヒバリの七種類であります。この七種類については知事の権限で捕獲許可が出せます。その他の野鳥

は総て農林大臣の許可を必要とします。そして捕獲した野鳥については必ず知事の発行する飼育許可証を必要とします。この申請の方法については、各農林事務所(当管内は北九州市八幡区折尾町八幡農林事務所)の林務課に御照会下さい。また現在この規定を知らない為に許可を受けないで野鳥を飼つてゐる人は届け出て下さい。また今年八月末までに全国で一羽の野鳥も飼養許可証のないものがないよう各府県共に指導をしておりますので近所で野鳥を飼育している人があれば必ず農林事務所林務課に届け出るようお知らせ下さい。

## 昭和三十九年度 分館対抗野球、子供相撲大会開かる

恒例の分館対抗野球、子供相撲大会が八月二日遠中グラウンド、浅木校グラウンド及び遠賀川グラウンドにて野球一五チーム、子供相撲九チームの参加により盛大に開催されました。その結果を次のとおりお知らせします。

- 一、野球(トーナメント)予選のみ
  - 遠中グラウンド…広渡、虫生津、島津、尾崎、西町以上のチームよりの勝利り鬼津、尾崎
  - 浅木校グラウンド…老良、遠賀川
  - 木守、浅木、鬼津、東町以上チームよりの勝利り遠賀川
  - 遠賀川グラウンド…上別府、今古賀、千代丸、別府以上チームよりの勝利り別府
- 一、子供相撲
  - 優勝 島津
  - 準優勝 虫生津
  - 三位 別府
  - 四位 尾崎

野球の準決勝、決勝戦は八月三〇日(日曜)遠中グラウンドで左記組合せにより挙行します。



# 福岡県職員採用初級試験および 福岡県警察官採用試験の実施に ついて

福岡県人事委員会

## ◎県職員採用初級試験

### 一、試験区分

一般事務、機械、土木、建築、  
林業、電気、学校事務、警察事  
務

### 一、受験資格

① 一般事務、機械、土木、建  
築、林業、電気、学校事務は  
昭和二年四月二日から昭和  
二年四月一日までに生まれ  
た者または昭和四〇年三月ま  
でに高等学校を卒業する見込  
みの者

② 警察事務は、昭和一六年四  
月二日から昭和二年四月一  
日までに生まれた者または昭  
和四〇年三月までに高等学校  
を卒業する見込みの者

一、受験手続および受付期間  
(1) 申込用紙の請求先

福岡県人事委員会事務局  
(福岡市天神一丁目一番一  
号) 電話(74)3731

(2) 受験の申込み

(ア) 申込先

福岡県人事委員会事務局  
(イ) 受付期間

昭和三十九年九月七日(昭和  
三十九年九月二六日(平日は  
午前九時から午後四時まで  
土曜は正午まで)、郵送に  
よる場合は、九月二六日ま  
での消印があるものに限  
り) 受付ける。

(ウ) 申込の方法

所定の申込用紙に必要事項  
を記入し、五円切手、写  
真をはり、試験手数料二〇  
〇円を添えて提出して下さい。

### 一、その他

試験についての問い合わせは、  
福岡県人事委員会でお答えしま  
す。郵便による場合は、「あて  
先」明記の「往復はがき」によ  
るか、または一〇円切手をは  
た「あて先」明記の返信用封筒  
を同封してください。

## ◎県警察官採用試験

### 一、職務の内容

県民の生命、身体、財産の保護  
犯罪の予防、捜査、被疑者の逮  
捕および公安の維持等の業務に  
従事します。

### 一、受験資格

昭和一四年四月二日から昭和二  
二年四月一日までに生まれた男  
子で、次の各号のいずれにも該  
当しない者

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 禁治産者および準禁治産者

(3) 禁こ以上の刑に処せられ、そ  
の執行を終るまで、またはそ  
の刑の執行を受けることがな  
くなるまでの者

(4) 福岡県において懲戒処分を受  
け、当該処分の日から二年を  
経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以降にお  
いて、日本国憲法またはその  
下に成立した政府を暴力で破  
壊することを主張する政党そ  
他の団体を結成し、または  
これに加入した者

### 一、受験手続および受付期間

(1) 申込用紙の請求先

福岡県人事委員会事務局  
福岡県警察本部警務課  
警察学校及び県下各警察署

(2) 受験の申込み

申込先、受付期間、申込の方  
法は、県職員採用試験に同じ

### 一、その他

試験についての問合せも県職員  
採用試験に同じ

戦歿者慰霊塔建立  
に関する経過報告

速賀町戦歿者慰霊塔

建設委員会

戦歿者慰霊塔建立につきましては  
は町民皆様方の絶大な御協力と御  
理解によりまして昭和三十九年七  
月二十一日除幕式を挙行致しまし  
た。この設立に関し、皆様方の一  
方ならぬ御援助に対し厚く感謝の  
意を表しますとともに前号にて約  
束していましたが経過を次のとおり  
報告致します。

収入 町より

一、二〇〇、〇〇〇円

一般寄附金

八六六、四五二円

計 二、〇六六、四五二円

支出 建設費

一、七四一、六〇〇円

雑費

二〇四、九四八円

計 一、九四六、五四八円

残金 一一九、九〇四円

興龍会(元ビルマ派)

遣龍六七三四部隊)

戦歿者慰霊祭の執行

について

本年は昭和十九年の大激闘から  
二十年に当り左記により龍部隊戦  
歿者二十周年慰霊祭が執り行なわ  
れますので多数御参拝下さいませ  
よう御案内申し上げます。

### 記

一、日時 昭和三十九年九月十三  
日(日曜日) 午前十時三十分

開始

二、場所 福岡市護国神社

追って御向の場合は最寄りの  
興龍会員か、又は左記の事務所  
へお尋ね下さい。

福岡市比恵本町二丁目七七二

石田 徳二郎

電話(7)七六〇一

